

日時・場所	令和元年 11 月 5 日（火） 8 時 45 分～ 庁議室
出席者	山仲市長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、 小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、 赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、川端教育部次長(代)、 吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・この3連休には色々な催しがあった。野洲文化芸術祭では、様々な発表や活動を披露していただいた。また、市政功労者表彰も行った。国でも叙勲があったが、どちらが上というものではなく、長年市民のためにご貢献いただいたことについて、改めて皆さんからも評価をしていただきたい。
- ・毎年恒例のラグビーカーニバルが希望が丘文化公園で開催された。昭和 56 年の国体を契機に市のラグビー協会等の方々が始められ、これまで手づくりでやっておられる。ワールドカップの盛り上がりもあり、近年は参加者の裾野が広がっている。例年は野洲市出身の高校生も多く参加してくれているが、今年は高校ラグビーの県大会の準決勝が皇子山で行われたため参加が少なかった。高校生の大会は準決勝と決勝を皇子山で開催されているのに、国スポのラグビーを下地がないところでやろうとしていることに矛盾を感じる。

県は前回の国体では施設整備をしておらず、今回の国スポを誘致する際には、どこで何をやるかをきちんと整理した上で取り組むよう当時の知事に求めたが、それをせずに進めているため今のような問題が起こっているのではないか。

11 月 1 日に県市行政会議があったが、彦根市と守山市から国スポの会場となる体育施設整備について補助を求める声があった。県は 1 億円が上限と言っており、国の補助も難しい。県自体も財政の見通しが立っておらず、国スポの状況がかなり厳しくなっていることが改めて明らかになった。

- ・消費税率の改定によりサービスは充実してきているが、社会保障費はまだまだ上がるとの報道があった。国全体の財政が厳しい中で市にも負担がかかってくるので、緊張感を持ちながら事業に取り組んでもらいたい。

2. 議題

① 市立野洲病院の運営状況について

7 月に開院した市立野洲病院の運営状況について、11 月 13 日に病院事業特別委員会を開催し、市民に現状をお知らせする。病床稼働率については 8 割を目標としていたが、約 6 割に留まっている。その理由を分析したところ、入院受入可能であるのに断っていたことが原因の一つと考えられる。対策として、救急患者や診療所からの紹介については断らないことを原則としたが、状況は大きく変わっていない。旧病院の風土が残っており、職員の意識が変わっておらず、病院長のリーダーシップが発揮されていなかった。

→清算法人は 11 月に清算終了したいとの意向。市としては 11 月定例会で退職慰労金等について整理し、2 月定例会で債権放棄について承認を求める予定である。

→旧野洲病院の稼働率はどのくらいか。

→60% 台であり、現状と同程度である。

→救急患者の断り数は、本来受け入れられたが断った件数か。

→明らかに受入が難しいため断ったものも含まれている。

→開業医からの紹介はどこに含まれるのか。

- 電話の件数に含まれている。
- そのことは注記しておくこと。

② 野洲市民病院整備工事について

野洲市民病院整備工事については、9月27日に公告を行い、予定通り11月14日に入札を執行する予定である。工期は最大4カ月の余裕期間を含めて令和3年12月22日までの26カ月であり、開院準備期間を経て令和4年春の開院を予定している。

設計業務については、最大限機能的な施設とするため関係者の意見や提案を確認して進め、6月28日に完了した。しかし、7月に病院が市の運営となった後、旧病院内で医師や専門職と十分な情報共有ができていなかったことが判明したため、改めてヒアリングを行ったところ、諸室の配置等について変更の要望があった。入札の延期も検討したが、工期内での対応が可能な範囲の変更であることから、入札は予定通り進めている。

また、工事監理について監理者を現場常駐に変更するための費用、並びに医療機器及びシステムの更新が適正に行われていなかったことによる機器整備費用を追加するため、債務負担行為の限度額の変更を11月定例会へ提案する予定である。

9月18日に開催した特別委員会で質問いただいた杭の選定についても、その検討結果等について次回の特別委員会で説明を行う。

③ 令和元年第6回野洲市議会定例会提出議案（案）

令和元年第6回野洲市議会定例会について、補正予算9件、条例制定・改廃12件、その他6件の議案を提出する。各部において準備をお願いする。

④ 全員協議会への提出事項

報告事項7件、連絡事項6件を11月20日の全員協議会に提出する。

→病院整備工事の入札結果は報告するのか。

→14日に結果が出て公表するのだから、投げ込みで良い。

→報告事項は6件となる。

⑤ 野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行及びそれに伴う災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、所要の改正を行う。

改正の概要は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、支払期日に償還金を支払えなくなった場合の支払猶予に係る規定が施行令から法に格上げされ、第13条として新設されたことによる改正等である。法の施行日は8月1日だが、現在は支払猶予の対象者はいないため、条例は公布の日から施行する。

⑥ 野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市立地適正化計画の改訂について

標記の両計画の改訂について、11月14日開催の令和元年度第1回野洲市都市計画審議会にて概要報告を行う。コンパクト・プラス・ネットワークと市街地拡大が両立した土地利用のあり方検討が要点となる。今後2回の地区別懇談会と4回の都市計画審議会及びパブリックコメントを経て議会に上程し、令和3年3月頃の改定・公表を予定している。

→地方創生の総合戦略もこれらと一緒に外向きのアクションを起こす必要があるのではないか。

関連する計画について、歩調を合わせて進めること。

⑦（仮称）野洲市健康スポーツセンターと野洲市総合体育館トレーニング室の運営方針について
野洲市余熱利用施設整備運営事業（以下「PFI 事業」という。）は施設完成後、特産物販売施設以外を（仮称）野洲市健康スポーツセンターとして教育委員会が所管し、PFI 事業の事業者を指定管理者に指定して運営する。所管部署の変更及び利用料金の上限を定めるため「野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例」案と、事業者を指定管理者に指定する議案を令和2年2月市議会に提案する。

野洲市総合体育館トレーニング室（現トレーニング室）については、（仮称）野洲市健康スポーツセンターに整備されるトレーニングルーム（新センタートレーニングルーム）への機能移転を前提として利用終了を検討していたが、利用者からの意見や野洲市スポーツ推進審議会での議論を踏まえ、生涯スポーツ提供の場に特化した形で存続することとする。今後簡素化への見直しを行い、（仮称）野洲市健康スポーツセンターのオープン後、厳選した機器のみを更新し、他は撤去して再開する。また機器の更新や近隣類似施設との比較から使用料の改定を予定しており、「野洲市使用料条例の一部を改正する条例」案を令和2年2月市議会に提案する。

→今回初めて仮称を表に出すことになるが、特産物販売施設はどう位置付けるのか。

→農村集落多目的共同利用施設として位置付ける。

→プールやトレーニングルームと併設になるが、制度が別で施設管理条例も別だと、別の場所にあると思われる可能性がある。健康スポーツセンターを総合名称として、市民が分かりやすいように整理すること。

→施設の管理は一緒にやることになるのか。

→運営に係る指定管理者の指定は別になるため、施設管理に係る経費負担の割合等については検討中である。資料に、特産物販売施設の指定管理に係る説明を追加する。

→ネーミングライツの公募はしないのか。

→本市のネーミングライツ制度は提案型であるため、提案があれば審査の上で採用する。資料には制度の対象になることを追記する。

3. その他伝達事項

○ 国土強靱化計画の策定について、関係課から慎重な議論が必要との意見があったが、国の方針見直しにより急遽策定することになったものであり、今後も必要があれば見直しを行い、完成度を高めていくことで理解をいただきたい。

→真摯に考えて積み上げていくことは大事だが、その作業は総合計画でやれば良い。国は計画を作らないと交付金や補助金を出さないとやっているから策定するものであり、割り切らないといけない。

○ 全協提出事項の「オリンピックの聖火リレーについて」は、何か出せる情報があるのか。

→期日、市内のスタート、ゴール地点と、費用に関する情報は出せる。

→理不尽な費用負担を求められており、補正予算で提案することを全協で予告として出しておいてはどうか。

4. 次回部長会議の予定

11月11日（月） 8時45分～ 庁議室